經營管理組織における『スタッフ』と『ライン

藻

利重

隆

もに、 られるゆえんは、ここにある。この場合、一方において直系組織のもつ長所を重視し、あくまでこれを確保するとと 的管理を實施する點においては決してそうではない。單純な直系組織に代ることの出來る各種の組織形態が問題とせ ものでなければならない。なるほど、 とととなる。ところが、管理組織が合理的であるためには、それは、さらに進んで、經營管理の能率的實施に適する 何よりもまず要請せられることは、いうまでもない。そこで、もつとも素朴な組織形態だとせられる、いわゆる「直 系組織」 經營の管理組織について合理化を問題とする場合、 他方においてそのうちに管理を能率化するための機構を取り入れようとするとき、そこに見出される組織形態 わゆる「参謀部制直系組織」(line and ないし「ライン組織」(line organization) が、今日の大規模經營にとつても依然として重要な意義をもつ 直系組織は指揮命令系統を確立する點において最も勝れている。 staff organization)だと解することが出來る。 指揮、命令の系統を明かにして、 責任體制を確立することが、 この組織は「直系組 しかし、

¥.

織的合理化に對する一つの道標を示そうとするのが本稿の企てるところである。(註) るのである。そとで、スタッフの本質を究明することによつてラインとスタッフとの關係を明かにし、經營管理の組 われていないことによるものと解するよりほかない。そこに、スタッフの問題に闘する根本的な檢討の必要が發生す フであるかに闘する見解は必ずしも明確ではない。それは、「スタッフとは何か」ということに闘する十分の反省が行 最も廣く行われるところだとせられているのであるが、しかも、この組織において、何がラインであり、何がスタッ 上の差異と、兩者の關係とが明確でなければならないこととなる。けだし、参謀部制直系組織は經營管理組織として ならない。そこで、この組織形態が圓滑に運營されうるためには、直系組織に屬する諸部門、すなわち、いわゆる 織」に對して、管理の能率化を促進するための「参謀部」ないし「スタッフ」を附設し、これを補强するものに 「ライン」と、参謀部として理解せられる諸部門、すなわち、いわゆる「スタッフ」との、それぞれの擔當する職能

X1.3

拙著、經營管理總論、再版、千倉書房、昭和二十四年、二一九十二二二頁。(註) 参謀部制直系組織の一般論に關してはつぎを参照のこと。

ホウルデン等の参謀組織論

たホウルデン (Paul E. 九三九年春から約一年にわたつて經營における首腦部の機構(top management)に闘する實證的研究に從事し Holden)等は、その成果を纏めた著述のうちで、經營管理組織に關してつぎのようにのべ、

經營管理組織における『スタッフ』と『ライン』

とくに「参謀組織」(staff organization) に關する認識を深めることの必要を指摘する。

橋 論 蒙 第二十六卷 第二時

管理機構(the management machinery)のこの重要な部分を十分能率的に機能せしめるために、これをよりよ 参謀部門(staff departments)に關してはそうではない。そして、調査した大部分の會社の組織計畫の分析は、 く理解し、 より明確にすることの必要を立證している。」(註1) 製造および販賣のような基本的機能の組織は合理的に定められており、よく理解されている。しかし、

形成せられない場合には、それは分散的に個々の部門において、處理されているのである。(註2) その實施する管理の能率化を促進するための促進部門(the facilitative branch)をなすこととなる。参謀部門は、 この部面に對して專門的に注意を集中するものが參謀部門にほかならないからである。したがつて、こうした部門が しかし、決して新しい職能を創造するものではない。けだし、管理問題のある部面がその割合を增大して來たときに、 となる。とうした参謀機關がことに問題とする参謀組織にほかならない。そこで、参謀組織は經營者の負擔を輕減し、 assistance and advice) とを提供することの出來る参謀機關(staff agencies)によつてこれを補足することが必要 經營者ないし管理者の時間、能力、了解はますます不十分となり、專門化せられた「助力」と「助言」(specialized それでは、 彼等の理解する参謀組織とは如何なるものであろうか。けだし、管理過程が複雑化するにつれて個

rating organization)を問題とする。 なすものだと解することが出來るであろう。これが、他の人々によつて、しばしば「戰線組織」(line organization) が經營者ないし管理者に對する助力と助言の機關だということである。彼等は參謀組織のほかに「執行組織」(ope これがホウルデン等の参謀組織に對する一般的な見解である。ここでわれわれの注意すべきは、第一には参謀組織 それは、参謀組織に對する關係においては、 經營者ないし管理者の階層組織を

怒唇管理組織における『スタッフ』と『ライン』

とよばれるものであることはいうまでもない。そこで参謀組織は執行組織における管理の能率化を促進するために、 れに對して附設せられる補助機關だというととになるのである。

 \mathbf{z}_{i}^{ω}

られたものではないこととなるのである。 れるわけであるが、しかも、内容的には旣存の管理事務であつて、決して參謀部門によつて「創造」(to create)せ が、参謀組織にほかならない。したがつて、参謀部の擔當する職能は、管理事務の集中化によつてはじめて形成せら (staff assistants) とよばれているわけである。ところで、これらの管理事務のうち多數の經營者ないし管理者に關 内部における分散的處理が成立する。そしてこうした管理事務を擔當せしめられる者が、一般に「管理者補佐」 るために、そのための準備を、管理事務として、その直轄する事務職員に擔當せしめる。ここに管理事務の執行組織 て直ちに参謀組織を要請するものではない。個々の經營者ないし管理者は、その擔當する管理職能を能率的に實施す 組織の内部において、個々の經營者ないし管理者のもとにおかれるはずである。すなわち、管理過程の複雑化は決し することによつて形成せられていることである。個々の經營者ないし管理者に對する補助者ないし助言者はまず執行 して共通的な性格をもつものが、しかも相當量に達するとき、これを集中的に處理するために形成せられるものこそ 第二に注意すべきは、参謀部の擔當する職能が、內容的には、これまで執行諸部門の擔當する諸職能の一部を集中

なる。 problem)に關連することである。管理問題をはなれた職能は、したがつて、参謀部門の職能ではありえないことと 第三に注意すべきは、 このことはとくに注意されねばならない。ところで、 参謀組織の擔當する職能が「管理問題のある部面」(certain phases of the management 管理問題は、本來、管理者ないし經營者の處理すべ

橋 論 叢 第二十六卷 第二時

題にほ 程を開始せしめるのであるから、この部面が、われわれの理解する管理事務、 ればならないことも、決して推論に難くはないのである。 求するにいたつてはじめて、「管理問題のある部面」が、やがて、参謀組織の形成を要請するようになるところの新過 と了解」(the time, ability, and comprehension of single executives) を逸脱することとなり、管理者補佐を要 かならないのであるが、それが、經營規模の擴大にともなう管理過程の複雜化のために、彼等の「時間と能力 したがつて、管理のための準備でなけ

門との關係を問題とする。そして、これに關して一應明確に規定されうる四つの基底(bases)をあげ、參謀組織 型を四種に大別する。すなわちつぎの通りである。 に關して見出される諸種の型(types)が問われるのである。われわれはさらにこれをあとづけねばならない。 つきるように思われる。ところで、このような参謀組織に關する彼等の論述はさらに進められる。そして、まずそれ 要するに参謀組織に關するホウルデン等の基本的な見解は、それが「管理事務に關する補助組織」だということに ホウルデン等は参謀組織の經營管理組織における地位、すなわち、その職能、目的、 權限の限界、および他の諸部

- コントロウルを基底とするもの (control basis)----コントロウル機關 (control agencies)
- (二) サアビスを基底とするもの (service basis)---サアビス機關 (service agencies)
- 調整を基底とするもの (co-ordinative basis)---調整機關 (co-ordinative agencies)
- (四) 助言を基底とするもの(advisory basis)——助言機關(advisory agencies)
- 第一に「コントロウル機關」は、ある特定の分野において經營者(管理者)の苦惱を引繼ぐ (to take over ma-

ている、とする。こうした型の参謀組織としてホウルデン等の列擧するものは、つぎの通りである。 定し、目標を具像化し、所要の計畫、方法およびコントロウルの手段を定め、これを展開し、結果をあとづけ、そし nagement's worries within a certain field)ために設けられる機關であつて、こうした機關に對しては、入用を協 て、經營者の要求する目的が實際に達成せられることを確保するために必要なあらゆる適策を講ずることが期待され

Control, 6) Personnel Administration, 7) Accounting, 8) Auditing, 9) Credit 1) Organization, 2) Cost Control, 3) Industrial Engineering, 4) Standard Practice, Budgetary

定せられる。 flicting with the natural line responsibilities involved)。したがつてコントロウル機關の職能はつぎのように限(註5) 然的なラインの責任と牴觸することがあつてはならない」(with little or no direct authority and without con-謀機關はその職能を遂行するに當つて「ほとんど、あるいは、全たく直接の權限をもたず、また、これに含まれる自 から解除されえないような職能に、こうした参謀部門は關與している」のだということである。そこで、こうした參 そして、注意しなければならないのは、「多くの場合、直系組織に固有な責任に属し、直系組織が適切にはその責任

- (一) 經營者(管理者)の承認を求めるための計畫と目標とを具象化する。
- $\frac{2}{3}$ とうした目標の質現を確保するための適切なコントロウルの手段と方法を制定し、 かつこれを展開する。
- (三) 討論、教育、および勸告によつて、必要な受諸、協働、および支持を確保する。
- 所定の分野における作業の適否をあとづけて評價し、不滿足な條件を除去するために、經營者ないし管理者 經營管理組織における『スタッフ』と『ライン』

A CONTRACTOR OF THE PARTY OF TH

を提供する。 (executives) と協働し、また、全般的な進捗と結果について全體管理者 (general management) にたえず情報

利益を獲得する、このような目的がそれである。そして、こうしたサアビス機關としてホウルデン等の列撃するもの つて、専門化せられた注意、よりよいサアビス、より緊密な調整とコントロウル、ならびに、より少い費用、という ら、とれらすべてに必要な共通のある職能の遂行を発除し、これを單一の、資格をそなえた機關に割當てることによ 第二に「サアビス機關」は、主としてつぎの目的のために設置せられるのが普通である。すなわち、各執行部門か 3 (五) 最後的な承認(final approval)のための基底として、所定の分野において提案と啓發とを實施する。 一般に、求める目標を速成せしめるために、關係するすべての管理者および部門に助言し、かつ助力する。

1) Research and Development, 2) Engineering and Construction, 3) Purchasing, Statistical,

は、つぎの通りである。

intenance 5) Traffic, 6) Tax, 7) Real Estate, 8) Insurance, 9) Motor vehicle selection, operation, and ma-

もので、この例としては、つぎの三つがあげられる。 第三に「調整機闘」は、二つ以上の部門が共通の利害關係をもつ職能を調整し、これを處理するために設けられる

partment, 1) Order and Distribution Department, 2) Production Planning Department, 3) Merchandise De-

最後に、「助言機關」として列寧せられるものは、つぎの通りである。

ä

TO A SE SECTION ASSESSMENT OF A SECTION ASSESSMENT OF

1) Legal, 2) Economic, 3) Public Relations, 4) Labor Relations Aspect of Personnel Administra-

request)、專門化せられた助言および勸告をなすことである。このような機關は正常的にはなんら指導的、 の發展を經營者に注意せしめるのである。」 (註6) られたときに(when asked)權威のある意見をのべ、そして、しばしば、各機關それぞれの分野における利害關係 ないしコントロウル的職能 (directional, administrative, or Control functions) をもつものではなくて、要求せ れに答える機闘であることにもとめられる。「多くの参謀機闘の最初の目的は經營者に對して、要求に應じて(upon そして、この場合それらがとくに「助言」機關とよばれるゆえんは、それが經營者ないし管理者の諮問をまつてこ 管理的

ればならない。 以上が、参謀組織の型に關するホウルデン等の見解である。これについて、われわれはつぎの諸點を問題としなけ

見」(authoritative opinions)をのべるに過ぎないのに對して、他方は「指導的、管理的、 を續ける機關との區別は、これを無視することが出來ない。だが、兩者の職能的差異を、一方が單に「權威のある意 らの機關に對して要求せられる職能が相違するからである。要請をまつてはじめて活動を開始する機關と、常時活動 ン等のいわゆる「助言機關」とその他の参謀機關とを區別することは、もとより必要であろう。それは、明かにこれ 第一は参謀組織をこのような四種の型に分類することが、はたして合理的であるか、という問題である。 ないしコントロウル的職 ホウルデ

経管管理組織における『スタッフ』と『ライン』

橋 論 叢 第二十六卷 第二時

**とすれば、われわれはこれをそのまま受けとることが出來ない。しかもそれのみではない。いわゆる「助言機關」 ればならない。もつともこれは助力において何を理解し、したがつて、助言と助力との境界をどのように規定するか 以外の参謀機關が、何れも、單なる「助言」を越えてつねに「助力」にまで及ぶものだと斷定することも困難でなけ デン等の解釋は一應肯けるようにも思われる。だが、もしそれ以上のことが、この職能において意味せられているの cialized assistance and advice)にもとめられることも旣に見て來たところである。そこで、いわゆる助言機關が によつても相違することであろう。 が、「指導的、管理的ないしコントロウル的職能」をもつということによつて意味されているのだとすれば、ホウル ただ單に「助言」をなすのみであるのに對して、他の参謀機關は「助言」のみならず「助力」をもなすのだということ に理解されていることを明かにしておいた。 そして、 促進ないし補助の内容が「專門化せられた助力と助言」(spe-能率化を促進するための機關 (the facilitative branch) であり、管理事務に闘する補助組織をなすものとして一般的 が「權威のある意見」陳述の域を越えるものであることは疑いがないであろう。われわれはさきに参謀組織が管理の 能」(directional, administrative, or control functions) をもつものだということに求めうるだろうか。けだし、 との場合「指導的、管理的、ないしコントロウル的職能」とは一體何を意味するかが問題となる。ただ少くともそれ

いて檢討されねばならないこととなる。われわれはつぎに、まずコントロウル機關とサアビス機關との區別をとり上 「助言機關」にもとめえられないことは、極めて明かである。そこで問題は、 何れにしても、ラインとの關係において、とくに問題とされねばならないスタッフが、ホウルデン等の延解する いわゆる助言機關以外の参謀組織につ

げることとしよう。

4

重要な關連をもつものがないではない。 ころが、これに關してわれわれが第一に言いうるのは、それらが何れも、經營者ないし管理者の擔當する管理職能と そとで、われわれは、ホウルデン等がサアビス機關として列撃するものをさらに進んで檢討しなければならない。 あつたのであり、その限り、それはコントロウル機關の設定によつてつくされることとならざるをえないからである。 はありえないはずである。けだし、参謀組織は、元來、管理の能率化のために管理事務に關して設定せられるもので 認められないこととならざるをえない。それのみならず、コントロウル機闘以外に別にサアビス機關を設定する餘 明かとなる。もしそうだとすれば、彼等の説明の限りでは、コントロウル機關とサアビス機關との間に何らの區別も(tto) 成立はありえないであろう。それは、コントロウル機關としてホウルデン等が列擧する諸部門を一瞥すれば、直ちに ントロウル機關もまた、各經營者ないし管理者の全部または一部に關して共通的に發生する管理事務、ないし、管理 のための準備作業を、集中的に處理するための機關として設定せられるはずであり、それ以外にコントロウル機關の て特質づけられている。それでは、一體、兩者の間にどのような相違を見出すことが出來るであろうか。けだし、コ づけられた。これに對してサアビス機關は各執行部門について共通に見出される職能を集中處理するための機關とし コントロウル機關はある特定の分野において經營者ないし管理者の苦惱を引繼ぐために設けられる機關として特質 何ら直接の關連をもつものではないということである。 しかも、それらはつぎの二つに限られる。(註9) なるほど、執行組織における管理職能の遂行に對して、

1) Research and Development, 2) Statistical

管管理組織における『スタッフ』と『ライン』

橋 論 数 第二十六卷 第二

對立し、これに奉仕するものとして理解されねばならない。それは、例えば、こうしたサアビス機關として、購買部 とれらは、他のサアビス機闘とはその性格を異にするのであり、むしろコントロウル機闘として理解さるべきであろ 懈され、その意味において、管理職能と間接的に關連するものだと解することが出來る。そして、その限りにおいて、 operating departments of……)ためのものだとなすゆえんは、ここに見出されねばならない。そして、 サアビス機關はそのすべてがスタッフから排除せられることとなる。そして、スタッフから排除せられるということ 場合例外とせられる若干の部門が、むしろコントロウル機關として理解さるべきであるとするならば、 アピス機關は、若干の例外を除いては、参謀組織ないしスタッフではないことが明かとなるのである。しかも、 の基本的規定にしたがつて、それが「管理事務に闘する補助組織」だということを固執する限り、彼等のいわゆるサ だと規定するのに對して、サアビス機關をもつて共通業務を「各執行部門から発除する」(to relieve each ン等が、コントロウル機關をもつて「經營者の苦惱を引繼ぐ」(to take over management's worries) ためのも は、との場合には、それらがラインとして理解されねばならないことを意味しているのである。 これらはともに、 しては後にさらに觸れることとしたい。 (purchasing)や運送部門(traffic)などがとり上げられていることによつても、すでに明かであろう。ホウルデ ところが、他の諸部門は何れも、 ホウルデン等の分類において、なお碊されているものは、 管理のための資料の準備に關連するものであり、管理事務に對して直接に奉仕するものとして理 管理ないし管理事務と、何ら直接の關連をもたず、かえつて經營の本體業務に 調整機關である。けだし、 調整は正に經營者ない しかし、このことに 結局、

關としての参謀組織の性格を、ラインとの闘連において、檢討しなければならない。そして、そのためにわれわれは 題からはこれを除外することが許されうるであろう。そこでわれわれは、さらに進んで、このようなコントロウル機 關につくされることを知る。もつとも、このほかに、いわゆる助言機關のありうることは、否定されえないのである ウルデン等のいわゆる調整機關は、この意味において、當然にコントロウル機關に包握されねばならないのである。(註2) が、しかしそれは、本來の經營管理組織の問題とは別個にとり上げることが出來るのであり、したがつて、當面の問 つぎにムウニイ等の参謀論を考察することとする。 いし管理者の管理職能に牽仕し、その管理事務を擔當するものとして理解さるべきことは、極めて明かであろう。ホ し管理者の擔當する本來の職能である。したがつて、こうした機關が、調整を要する關係部門の上位に立つ經營者な このようにして、われわれは、ホウルデン等の理解する参謀組織が、固有の意味においては、結局コントロウル機

(註1) P. E. Holden, L. S. Fish, and H. L. Smith, Tap-Management Organization and Control, a research study of the management policies and practices of thirty-one leading industrial corporations, California and London

10) Holden, Fish, and Smith, op. cit., pp. 36-37

の中にその職位を見出すものであるが、前者はそうではない。管理者補佐の職務とせられるものは、例えば、 「管理者補佐」(staff assistants)と「補助管理者」(line assistants) とは區別されねばならない。 つぎの通りであ 後者は命令系統

1) Prepare information and recommendations:

超管管理組織における 『スタッフ』と『ライン』

橋 論 叢 第二十六卷 第二號

- a. Compile appropriate information. b. Make recommendations for action.
- c. Investigate propogals from other sources. d. Check on results obtained.
- 2) Aid in formulating instructions and making decisions:
- Give out orders for the chief.
- b. Make decisions in certain cases where policies and procedures are established
- 3) Assist in contact work:
- Interview individuals for the chief. b. Save the chief's time.
- Arrange interviews between individuals and the chief. d. Make reports on activities.
- Settle minor complaints. f. Disseminate information.
- Coordinate the division's activities and correlate its work with that of other divisions,
- なお「管理者補佐」のなすべからざるものとしては、とくにつぎのようなものがある。
- 1) Take over line duties.
- 2) Give advice as a specialist.
- 3) Merely make investigations without recommendations.
- 4) Only make suggestions when instead he should take some action,
- 5) Assume authority over subordinate line men.
- 6) Be guided by his own personal opinions
- 7) Exceed his authority.
- 8) Talk too much or reveal matters which should be kept confidential

スタッフ組織の形成せられない前の「管理者補佐」については多少の修正を必要とするであろう。つぎを参照のこと。 これはフタッフ組織が形成せられている場合に、なおかつ必要とせられる「管理者補佐」に聞するものである。したがつて P. Alford and John R. Bangs (ed.), Production Handbook, N. Y. 1950, p. 26.

Holden, Fish, and Smith, op. cit., p. 39.

(註5) Holden, Fish, and Smith, op. cit., p. 40.

(註6) Holden, Fish, and Smith, op. cit., p. 44

あることを端的にのべるものではない。だがそれが間接的に意味されていることは否定されえないであろう。 ホウルデン等の表現そのものは助言機關以外の参謀機關が「指導的、管理的、コントロウル的職能」を擔當するもので

(註9) もつともサアビス機關として列擧せられるもののうち、Engineering and Construction のみはその擔當する職能の内 (註8) もつとも、コントロウル機關として列撃せられるもののうち、 Credit のみはその擔當する職能の内容が明かでない。 容が明かでない。いまはこれを不問に附するよりほかない。 いまはこれを不問に附することとする。

(姓10) ホウルデン等の参謀組織論に關してはつぎを参照のこと。

Holden, Fish, and Smith, op. cit., pp. 36-58

なお、これについて次の論文に簡單な紹介がある。

晋稿、トップ・マネージメント、アメリカの経管技術、 昭和二十六年、ダイヤモンド社、

ムウニイ等の参謀論

經營管理組織における『スタッフ』と『ライン』

橋 輪 裘 第二十六卷 第二

みであり、そして、このラインが組織せられた全過程の總體を代表するのである。スタッフの職能(staff function) (single track)をなすのであつて、それ以外にはありえない。すなわち、ラインの權限の通路がただ一本ありうるの 制直系組織を"line and staff"とよぶこと自體に異議をとなえる。それは、この言葉が一つの重大な誤解を招來す て、それ以外の方法で存立することは出來ないわけである。 はすべて、それぞれあるラインの職務(line duty)に、從屬的關係において固着していなければならないのであつ あるが、しかし、これほど間違つた理解は他にもとめがたい、とする。彼等によれば、組織の構造はつねに單線 がラインとスタッフとの二つからなる複線鐵道(a double-track railroad)のようなものだという印象を與えるので るおそれがあり、また現にこうした誤解が行われているからである。すなわち、このような名稱は、この組織の構造 (James D. Mooney and Alan C. Reiley) は組織における参謀を問題とするに際して、まず参謀部

という言葉の意味そのもののうちに含まれている。それは支持し、 auxiliary service)である。その職能は、單純に、計畫および實施の兩者に關して、報知的(informative)であり、 tion)を擔當し、ラインはこの計畫を實施するものだとする解釋に見出される。だが、これは 正 しくない。けだし また助言的(advisory)でなければならない。ラインの指揮(line command)からのこのような差別は、スタッフ および、なされたことに對する責任はすべてラインにのみ歸屬するのである。」「スタッフは純粹に補助的役務(an 「ラインが計畫し、ラインが執行し、ラインがすべてのことをする。計畫を決定する權限、この計畫を實施する權限 ところで、参謀部制直系組織に關する第二の誤解は、ムウニイ等によれば、スタッフは計畫職能 (planning func-あるいは據らるべきあるものではあるが、それ自

經營管理組織における『スタッフ』と『ライン』

身としては、決定しまたは開始すべき何らの檍限をももたないのである。」(作り)

をも挿む餘地がないのである。それではスタッフは、如何なる職能をはたすのであろうか。 以上において明かなように、ムウニイ等はスタッフのラインに對する關係を明快に論斷する。そこには何らの疑念 われわれはさらに、

點に立入らねばならない。

監督的部面は實施のすべての細目にわたつて行われる、報知的、助言的兩部面に闊連する。」 (#2) 知らねばならね事がらに關連し、助言的部面は、このような情報にもとづいて行われる實際の勸告に關連し、そして、 それらは明かに單純化せられた關係において發現する。こうした部面は報知的部面 (the informative)、助言的部面 ないし指揮の職能(the function of authority or command)から區別せられる。この役務は三つの部面をもつが、 (the advisory)、および監督的部面(the supervisory)である。」「報知的部面は、權限が決定を企てるに際して、 組織におけるスタッフの職能は、助言ないし勸告の役務(the service of advice or counsel)を意味し、

うこととは全然別個のことがらである。 るからである。 助言機關だということでは決してない。けだし、彼等の助言機關は著しく限定せられた特殊の意味に理解せられてい よび實施の權限をもつラインの職能と截然と區別せられる。しかしこのことは、スタッフがホウルデン等の意味する すなわち、 ホウルデン等のいわゆるコントロウル機關としてのスタッフに該當する。これを、その擔當する職能のライン 第一にスタッフの職能は助言ないし勸告に見出されるのであつて、この意味において、それは、 スタッフが助言機關ないし勸告機關だということと、それがホウルデン等の意味する助言機關だとい ムウニイ等が助言機闘ないし勸告機闘として理解するスタッフは、大體にお

めの二つが、もつぱら計畫の設定に關してのみ理解せられていることを、注意しなければならない。 言的部面、および監督的部面が、すなわちそれである。そして、このような表現の行われる場合には、このうちはじ 既に設定せられた計畫に關して報知的・助言的となり、そして、その意味において監督的となる、といふことであ れを一括して、とくに監督的部面だとする。「計畫の實施の場合には、唯一の識別しうる差異は、スタッフの役務が、 とづいて原案の作成にあたるわけである。それは計畫の設定に關してのみならず、その實施に關してもまた認められ るところの、二つの部面である。ところで、ムウニイ等は、計畫の實施に關してこの二つの部面が發動するとき、こ 第二段階は助言部面である。前者は資料を蒐集して情報を提供するのであり、後者はこれによつてえられた情報にも するわけではない。第三に、スタッフの助言ないし勸告は二段階に分れて發動する。その第一段階は報知部面であり、 言ないし勸告はラインの擔當する計畫および實施の兩面にわたつて發動する。それは決して、計畫に關してのみ發動 職能に對する特異性に着眼して特質づけたところに、ムウニイ等の解釋の意義が見出される。第二に、スタッフの助 そとで、ムウニイ等においては、スタッフの職能が三つの部面に分れて發動することとなる。 報知的部面、

る報知的・助言的職能であり、實施に關するスタッフ職能にほかならなかつた。彼等はこれに關して、より以上の說 の問題を、さらに檢討しなければならない。それは、設定せられた計畫の實施に際して、その細目にわたつて發現す ムウニイ等のスタッフ職能に闘する基本的見解は、以上の通りである。ここでわれわれは、彼等のいう監督的部面

明をあたえてはいない。

ø

れわれはまず、ここにいう「計畫の實施」(the execution of plans)が何を意味するか

別の個所で、組織における基本職能を論じて、つぎの通りにぬべて

かにしておかなければならない。彼等は、

い」ととが説かれていることを思えば、われわれの問題とする「計畫の實施」は「適用的職能」と「判定的職能」と(誰?) えないであろう。だが、そのように解するときは「判定的職能」が取りのこされることとなる。しかも「われわれが ,の規則ないし法則に照して判斷(interpretative decisions)を下すところの第三の職能がなければならない。これら の兩者を指しているものと解するよりほかないのである。 スタッフとよぶところの純粋に附屬的な職能さえも、これら三職能のすべてに何等かの方法で關連しなければならな が出來、また「計畫の實施」は「適用的職能」であり、所定の手續によつて目標の達成に努める活動だといわざるを れ彼等のいう「決裁的職能」および「質施的職能」に匹敵することを説いている。こうした事情から推論するならば である。さらにまた、彼等はテイラアの「計畫」(planning) と「實施」(performing)との職能的區分が、それぞ(離) らは立法(legislative)、行政(executive)、および司法(judical)の職能として知られている」、と。しかもことに るが、原則(principle)、過程(process)、および效果(effect)として關連している。國家の政治にあつては、それ いう「適用的」職能は、彼等の論述において、しばしば「實施的」(executive) 職能によつておきかえられているの の三職能は、決裁的(determinative)、適用的(applicative)、および判定的(interpretative)と呼びうるものであ ある職能、この手續によつてこの目的を達成するために行動するところの他の職能、および豫め定められている手續 「計畫の設定」は「決裁的職能」であり、その内容は目標の決定と、これを達成するための手續の決定だと見ること る。「すべて組織には目標(objective)、およびこれを達成するために必要な手續(procedure)を決定するところの

ところで、このような「計畫の實施」に關する監督的職能とは、一體何を意味するであろうか。報知的部面は、 經管管理組織における『スタッフ』と『ライン』

實施」に關するスタッフの職能として實施されねばならない、ということである。そして、こうした職能をも含めて實施」に關するスタッフの職能として實施されねばならない、ということである。そして、こうした職能をも含めて うな役務を通じてはじめて、手續の改善や標準の設定が合理化されうるのであり、したがつて、スタッフの分業を問 標準に照して適用の實情を判定することによつてのみ、助言の材料をえることが出來る。そしてこのことは監督的職 とのような監督的スタッフが形成せられることになると、碊されるスタッフ職能は實施の問題のみならず手續の設定 題とする場合には、手續に關する助言は「計畫の設定」に關するスタッフの職能としてではなく、かえつて「計畫の 亂を生じている。それは何故であるか。とれには諸種の理由が見出されうるであろう。われわれはつぎにムウニイ等 正に、ホウルデン等の理解するコントロウル機關としての参謀組織にはほかならないこととなるのである。ところで、 ッフとよばれ、あるいはまたスタッフがライン的權限をもち、ライン的性格をもつものとして提唱せらて、 として、ラインに附屬するものでなければならない。ところが、實際にはこれとは異る性格の機關が、しばしばスタ つてサアビス機關の中に配列せられた諸部門は、實は、こうした性格をもづスタッフであつたと解しうるであろう。 の問題をも除外した、純粹に目標設定に關してのみ存在しうることとなる。そこに理解せられるものは、概して、調 「計畫の實施」に關するスタッフ職能を擔當する機關が形成せられるとき、そとに見出される監督的スタッフとそは、 「適用」の狀況をあとづけてこれを明かにすることのほかにはないであろう。また助言的部面は、所定の手續ないし 研究を中心とするものとならざるをえないであろう。そして、純粹のスタッフでありながら、ホウルデン等によ 實際には、主として判定的職能に關連をもつていることを意味する。ところで、ここに注意すべきは、このよ 理論的に理解せられるスタッフは、以上のようなものであり、それは、ラインに對する助言的・勸告的機闘 諸種の混

経管管理組織における『スタッフ』と『ライン』

の見解を手がかりとしてこれを究明することとしよう。

が、助言機關としての本來のスタッフと混同せられることが、注意されねばならない。さきにホウルデン等がサアビ られた報知的・助言的かつ監督的なスタッフ役務を意味し、こうした役務に所属するあらゆる職能を包含する。そし さわり、この意味において間接に戰闘に参加するにすぎない點にもとめられる。だが、それは軍隊の指揮を援助する ゆえんは、後者が直接戰鬪そのものにたずさわるのに對して、スタッフ部隊はこの戰鬪の遂行を補助する業務にたず れによつて明かなように、 るスタッフ部隊は工兵隊、 軍隊と同様に古い。これらと醫務部とはアレクサンダア大王の軍隊に含まれていた。今日の軍隊の師團に附設せられ troops)であり、第二は「参謀本部」(general staff)である。けだし、軍隊の部隊を大別すると二つになる。「ライ 機關では決してないことが銘記されねばならない。これに反して「近代的な意味における参謀本部は、 スを提供する部隊である。「後者のうちで最も重要なものは工兵隊と兵站部であるが、それは疑いもなく組織せられた ン部隊」と「スタッフ部隊」がすなわちそれである。前者は實際に戰闘する部隊であり、後者は諸種の補助的サアビ 元來、軍隊用語であるが、軍隊でスタッフと稱するものには二種の區別が ある。その第一は「スタッフ部隊」(staff ス機關として列擧したものの大部分は正にこのようなライン機關をなすのである。ラインとスタッフという言葉は、 れる戦闘部隊とともに、 第一に、補助的なラインの職能(auxiliary line functions)を擔當する部門が、しばしばスタッフとよばれ、 正にライン部隊であり、そのゆえに兩者はともに野戦部隊をなす。それが戦闘部隊と異る スタッフ部隊は決して指揮官に對する助言機關ではない。それは、とくにライン部隊とよ 信號隊、彈藥・兵站部および野戰病院を含む鐵道隊、化學戰隊および憲兵隊である。」(誰)) 完全に組織せ

るためのより多くの目、より多くの耳、および、より多くの手を意味する」のであり、したがつて、管理者の職能 the personality of the executive)である。それは彼がすべての彼の計畫を形成し、これを遂行することを援助す ある。 範圍を擴大するための職能であるとする。前者はスタッフ部隊の職能であり、後者は正にスタッフの職能をなすので(#fl) おけるスタッフではない、ということは銘記されねばならない。「スタッフは管理者の人格の伸長 (an expansion of 然と識別することは、 だが、これは、管理組織におけるラインとスタッフとの區別ではありえない。この二つの區別を別個のものとして截 すのである。ピイタアスン等(Elmore Petersen and E. Grosvenor Plowman)は軍隊における参謀組織の職能 て、そのすべてが一人の長、すなわち参謀長のもとに調整せられる。」 この参謀本部こそは、正にスタッフ機關をな(註9) に二種あることを指摘して、その第一は戰闘部隊が有效に戰闘するために必要な職能であり、第二は指揮官の知識 けだし、經營活動においてもラインを分つて本體業務と補助業務とに區別することはもとより必要であろう。 組織の合理化において極めて重要な意義をもつ。いわゆるサアビス機闘が決して固有の意

別せられるのは、 つスタッフ部門の形成を見ることが注意されねばならない。けだし、参謀組織が、かかるものとして、ラインから區 と助言を目的とするところのラインにほかならないのであり、 全體から切りはなして取りあげるときは、この組織そのものは、 第二に、ラインの職能とスタッフの職能とが組織的に截然と區別せられず、しばしば、ある種の執行的權限をも 經營管理組織の全體のうちにおいてであることはいうまでもない。したがつて、いま参謀組織のみ 参謀部門の長は對內的には報知および助言の形成 内部的には、 正にライン組織をなす。 それは報

關してのみ存立しうるのである。

經營管理組織における『スタッフ』と『ライン』

關して執行の權限をもち、この意味においては、對內的には正に管理者をなすのである。しかし、われわれがここで 的關係においてではなく、對外的關係において、執行的權限をもち、管理者としての權限をもつ參謀部門が存在する 問題とするものは、こうしたことがらではない。經營管理組織の全體のうちにおいて、したがつて、参謀部門の對內 department)は、一般にスタッフとして理解せられるのであるが、ピイタアスン等はその擔當する職能に關してつ ということが、問題なのである。こうした部門は、もはや純粹のスタッフではなく、スタッフ乗ラインの部門をなす 對する計畫を、勞働組合との協約ならびに連邦および地方の法律の規定に從つて準備するであろう。人事部門は舌參 であつて、有能な専門家(specialists)にのみ委託することが出來る。同樣に、人事部門は賃金および時間の統制 わるべき作業に關する適切な職務分析(job analysis)に依存する。職務分析は調査的職能(investigative function) の作業とに對する準備をなし、基本をなすところの、多くの配慮が行われる。例えば、望ましい勞働者の補充は、 ぎの通りにのべている。「大經營における人事管理は参謀部門の適例である。そこでは、勞働者の實際の採用と彼等 えば「人事部門」(personnel department)ないし「人事管理部門」(personnel management or administration わけであるが、しかもそれが、無差別にスタッフとよばれるところに、スタッフ概念の混亂を生ずるわけである。 とれは、ラインの管理者が、彼のために詮衡せられた雇用者の一部または全部を拒絕することの出來る道を殘して行 われる――もつともこのようなことは、もし人事部門の採用課(employment section)が有能であり、 承諾をえて、勞働者を臨時に(tentatively)雇い入れることによつて、採用そのものを促進するであろう。ただ、 および昇進の問題について、ラインの管理者(line executive)に助言するであろう。人事部門は管理者 かつ部門間

樣の他の職能は、執行職能(operating functions)である。これらは、フタッフ部門によつて、ライン組織に對す 定せられるかどうかということを決定するところにまで及ぶことが出來る。しかし、こうした職能、およびこれと同 Relations Division)は、スタッフ部門として、詮衡試驗を行い、成績を査定して、候補者が合格し採用のために選 ラインに代つて(for the line)遂行することが、要求されうる。かくて、たとえば、勢資關係部門(Industrial ビス職能だと解する。すなわちいう、「スタッフに對しては、しばしば、特殊の技術的能力を必要とする持定の職能を、 ダア(Dale Yoder)の明確に指摘するところであつて、彼はこれを、スタッフ本來の助言職能ではなくて、正にサア 間の権限争いを同避しようとするわけであるが、そうした工夫を必要とするゆえんこそは、實は、この職能がスタッ めに、人事部門の行う採用が、あくまで臨時的なものだとする工夫が必要となるのであり、これによつてラインとの どうかが問題となる。そこに、ラインとスタッフとの間の權限問題の發生する可能性が見出される。そして、そのた られている人事部門の職能のうち、最後の採用に關するものが、はたして助言機關としてのスタッフの職能であるか の關係が事前に調整され、相互に諒解がついているならば、めつたに起らない事態である。」 ところが、ここにのべ 職能であることが注意されねばならない。しかし、スタッフのしばしば擔當せしめられるライン職能は、もとより、 イン職能をも擔當していることが明かとなる。そして後者はもとより固有のスタッフ職能ではなくして、正にライン ある。」かくて、人事部門ないし勞資關係部門は、助言機關としてスタッフをなすとともに、サアビス機關としてヲ(鮭メ) るサアビスとして、そしてラインの要請にもとづいて、ラインから委譲せられた權限によつて、遂行せられるので の職能ではなくて、ラインの職能であることを物語つているという事情を見のがしてはならない。このことはヨウ

. . .

必ずしもサアビス職能に限られるものではない。例えば、スタッフとしての經理部が會計、原價計算等のスタッフ 能のほかに、財務職能を擔當するごときがその一例である。けだし、財務職能は必ずしもサアビス職能として理解さ 擔當しているスタッフを、固有の意味におけるスタッフと混同してはならないということである。 れるものではないからである。そして、重要なのは、ムウニイ等のいわゆる「スタッフ外」(extra-staff)の職能をも

する管理職能そのもの、あるいはその一部として取りあげられる誤解を注意しなければならない。そこで、われわれ デン等によつてコントロウル機關の職能として理解せられるところに匹敵するものであつた。したがつて、われわれ は、スタッフの擔當する監督的職能の意味内容を具體的に反省する必要にせまられる。しかも、この職能は、 第三には、スタッフの擔當するところの、ムウニイ等のいわゆる監督的職能が、しばしば、ラインの管理者の擔當 同時に、コントロウル職能をも問題としなければならない。 ホウル

て鶯まれるこうした監督のために役立つ知識のことであることは、いうまでもない。そこで、われわれの知りうるこ すなわちスタッフを利用しなければならない。」 そして、ここにいわゆる「知識の役務」とは、ラインの責任におい するために行われる、このような檢査は、組織におけるすべてのことがらと同様に、ラインの責任である。 のような監督にとつては、檢査(inspection)の方がよりよい言葉である。實施が統制の方針に合致することを確保 れてはならない。細目にわたる監督(detailed supervision)が、意味せられているところのものであり、そしてこ ら、こうした知識の役務(service of knowledge)を完全にし、廣汎にするためには、ラインはその附屬職能 「監督(supervision)という言葉は、しかしながら、單純な一般的監視(oversight)を意味するものだと理解さ しかしな

超替管理組織における『スタック』と『ライン』

橋 論 叢 第二十六卷 第二時

うにのべている。「コントロウルは管理者(those who manage and administer)によつて使用せらるべき Cameron)の論述が極めて明快である。彼はコントロウルという概念を、もつばら、スタッフの擔當する、「コント 能をなすのであり、コントロウルの實施そのものは、管理者の職能に屬する。この點に關してはキャメロン そのまま妥當することを忘れてはならない。けだし、この場合においても、スタッフは決してコントロウルを現實に もつ執行職員(executive officers)に歸屬する。……會計課長(Chief Accountant)および彼の配下のもの**は勤告** (tool)である。それは作業を照合し、結果を測定し、そして統計を提供する。しかし、コントロウルによつて明かに 實施するものではない。そうではなくて、コントロウルの實施に必要な知識を提供することがコントロウル機關 のである。そして、このことは、スタッフがコントロウル機關だと稱せられる場合のコントロウルの職能に關しても、 られる具體的、實際的知識を報知し、助言することにほかならない。なるほど「實施面においてはスタッフ職能擔當 れ以上に出るものではないということである。換言すれば、監督的職能ないし監督的部面は、監督のために必要とせ とは、スタッフの擔當する監督的職能、したがつて、スタッフ職能の監督的部面が、「知識の役務」であり、決してそ されたどのような弱點といえども、 ロウルに關連をもつ職能」の意味にのみ理解し、これを「照合すること」(checking) だとする。そして、つぎのよ いて發言するかもしれず、また、通常發言している。」しかも、それはつねに上級權限の名においてであり、要するに(註写) 「知識の滲透(infiltration of knowledge)が、あらゆるスタッフ活動の窮極の目的(aim and purpose)をなす」 彼自身の職能に内在する指揮の權利というものはもたないけれども、それにもかかわらず、上級權限の名にお これをどのようにして矯正するかを決定することに對する責任は、 これに關連を

すること(to recommend)は出來る。しかし如何なる場合にも、コントロウルの遂行に對して責任をもつ會計課 命令するならば、管理は複合し、そして混亂するだろうから。」 (accounting division) は、他のどの部門に對しても命令(to dictate)すべきではない。なぜなら、もし會計課が

men)に對して報告をする。しかし、それを矯正することは彼の責任ではない。時にはこのような職能が『コントロ the line) あつて、ラインに對して行わるべきではない(the control should be exercised through the line and not on ウル』職能("control" function) とよばれるのであるが、しかし、コントロウルはラインを通じて行わるべきで 格を決めるのではない。さらに、彼は原價が『標準』を越えた場合に部長 (department heads)や職場長(fore-價格について、最高管理者 (chief executive) に助言しうるようなコントロウルの記錄をとる。しかし、彼自身で價 スタッフ職員の一例として取りあげられるのは原價計算係である。「原價計算係は、製品ないし用役に附せらるべき ピゴウルズ等(Paul Pigors and Charles A. Myers)もまた、同様のことをつぎの通りにのべている。この場合、

るための手續の設定に關して、知識の役務を提供することもまた、このうちに包含せしめることが出來る。 ン等は廣くコントロウルの要素を論じて、つぎの三つをあげている。(誰2) ただコントロウル機闘の擔當する職能を單に「照合すること」のみに限定する必要はないであろう。目標を達成す ホウルデ

- (一) 目標(objective)——欲せられるもの
- (11) 手續 (procedure)

經營管理組織における『スタッフ』と『ライン』

橋 論 叢 第二十六卷 第二時

- (a) 計畫 (plan) ——方法と時期
- (b) 組織 (organization) ——人
- (c) 標準 (standards) ——よい作業

三) 査定 (appraisal) ——成績

とは、 出されるものであり、したがつて、「計畫の實施」について理解せられる彼等のいわゆる監督的職能からは除外せられ ムウニイ等の見解をもつてすれば、第一の「目標」および第二の「手續」に關するものは「計畫の設定」について見 「照合すること」は、固有の意味においては、このうち第三の「査定」に關して發現するものである。ところで、 しかし、コントロウル機闘ないし監督的スタップが少くとも「手續」に闘する知識の役務を包含すべきであると われわれのすでに明かにしたところである。(註2)(註2)

ない。監督し、コントロウルする者はラインとしての管理者であつて、決してスタッフではないのである。(註) 督ないしコント 職能として理解さるべきではなく、あくまでも、そのために必要な「知識の役務」を遂行すること、したがつて、 何れにしても、スタッフの擔當する監督職能ないしコントロウル職能は、 ロウルのために必要とせられる資料を準備し、原案を作成することであるという一事を忘れてはなら ただちに監督ないしコントロウルの實施

to modern industry, N. Y. and London, 1931, p. 62, J. D. Mooney and A. C. Reiley, Onward Industry! the principles of organization and their significance

諶へ) Mooney and Reiley, op. cit., p. 60.

- (盐n) Mooney and Reiley, op. cit., p. 62.
- 哲中) Mooney and Reiley, op. cit., pp. 47—48.
- (註5) 例えばつぎの通りである (Mooney and Reiley, op. cit., p. 309)。

process and effect. ever present is the determinative, the executive and the judical, corresponding to the logical laws of principle, Functions in organization may be innumerable in their variety, but the principal functional divison that is

- (描6) Mooney and Reiley, op. cit., p. 51.
- 誰7) Mooney and Reiley, op. cit,. pp. 50—51.
- (218) finition of the objective, or, in concrete terms, the determining of what is to be done. (Mooney and Reiley, のための手續の決定」は當然に「計畫」から除外せられることとなるであろう。 In every form of organizaton, however, the planning function always means the same thing, namely the de-別の個所ではムウニイ等は「計畫」(planning)に關してつぎの通りにのべている。この解釋によるときは、「目的達成
- 謡の) Mooney and Reiley, op. cit., pp. 314—315.

op. cit., p. 309)

- 說1) Mooney and Reiley, op. cit. p. 321.
- E. Petersen and E. G. Plowman, Business Organization and Management, Revised ed., 1948, Chapter X.
- 1) Mooney and Reiley, op. cit., p. 70.
- (描2) Petersen and Plowman, op. cit., chapter X.

51

D. Yoder, Personnel Management and Industrial Relations, 3rd. ed., 1948, N. Y. p.

經營管理組織における『スタッフ』 と『ライン』

橋 論 叢 第二十六卷 第二點

- (註15) スタッフ部門のライン職能擔當の關係については、なおつぎを参照のこと。
- 4稿、管理組織の合理化、高瀨莊太郎編、産業合理化と經營政策、昭和二十五年、森山書店、所な
- 黒乌) Mooney and Reiley, op. cit., p. 74.
- 語7) Mooney and Reiley, op. cit., p. 62
- (拙智) Mooney and Reiley, op. cit., p. 73.
- (趙9) M. A. Cameron, Principles of Management, London, 1948, pp. 29—30
- なお同じ個所でキャメロンは Chief Accountant と Controller とを同一のものとして論じている。
- (註20) 1947, p. 15. P. Pigors and C. A. Myers, Personnel Administration, a point of view and a method, N. Y. and London,
- (趕公) Holden, Fish and Smith, op. cit., p. 77.
- (註22) Organization and Management, N. Y. and London, 1949, p. 80)° ウルデン等がコントロウル機關として列撃したものをそのまま列撃している (R. T. Livingston, The Engineering of リビングストン (Robert Teviot Livingston) は control function をつぎのように定義したのち、 その例としてホ

The control function is the recording and comparison of the results with what was planned

(註3) コントロウルという概念は少くとも四つの意味に理解されうるであろう。第一は「管理」と譯しうる場合である。 「最後に第四は、「管理事務」と譯すことによつてもつともよ く理解されうる場合であつて、それは「管理」としてのコントロ ウルのための資料を準備し、原案を作成することを意味する。スタッフの擔當する職能をコントロウルとよぶ場合、それはこ 一つの内容をなすのである。第三は「照合」と譯しうる場合であつて、キャメロンの理解するものがこれにあたる。そして、 ルデン等の意味するところはこれに近いように思われる。第二は「統制」と譯しうる場合であり、それは計畫とともに管理の

(註4) ムウニイ等の参謀論に關しては主としてつぎを参照のこと。Mooney and Reiley, op. cit., pp. 60–76. うした意味に、したがつて「管理事務」として理解されねばならないのである。

四結

者の専門化の發展にある。」(註1) 形成することは出來ない。……スタッフ職能の分化は管理者の仕事の負擔を分散するのであるが、その主目的は管理 functions) ではなくして、むしろ、あるライン職能の進化 (an evolution of certain line functions) によつて發 けれども、しかし、それは、最初の命令系統(chain of command)— 生した結果なのである。したがつて、スタッフ職能は、如何なる役務の階層においても、ライン職能に附加されうる をなしている。こうした意味において、それらは、ある有機的職能の移轉(a devolution from certain organic れ出たものである。そこで、それらはもつばら管理(management)の分野における職能的成長の法則の作用の結果 「スタッフ職能は、 通常は、元來、ラインのうちに見出されるある管理者の職能 (managerial functions) から生 ―作業者と管理者との階層-の中の一

ある。ラインは前者によつてのみ成立しうるものだと解するところに、われわれはデイビスの見解の明快さを看取し とを說くのであるが、その意味するところは、後者によつて成立するものは、もはやラインではないということに 確に指摘している。彼はスタッフが「有機的職能の移轉」ではなくして、「ライン職能の進化」によつて發生したこ デイビス(Ralph C. Davis)のこの一文は、スタッフ職能が管理者の職能に關して成立したものであることを明

經營管理組織における『スタッフ』 と『ライン』

一橋 論 叢 第二十六卷 第二號

うちにある各經營(concern)における、基本的な諸職能(basic functions)であつて、目的を適切に達成するため られることによつて、その結果として成立したものである。」そして、ここに「有機的職能」はつぎの通りに定義せらられることによつて、その結果として成立したものである。」 なければならない。「最初のライン組織は職能的分化の諸過程を通じて一つの有機的職能から諸職能が直接に移轉せ とめられる。そしてそのことのゆえに、サアビス機闘はスタッフではなくてラインだということにもなるのである。 理解しなければならない。スタッフ職能が、あくまで管理事務職能として理解されねばならないゆえんは、ここにも な重要なものである。」 けだし、こうした見解のうちにわれわれはラインとスタッフとの職能的内容の明確な差異を(誰言) ある。それらを、 のほかに、一部ライン職能を擔當するスタッフ、および一部スタッフ職能を擔當するラインが存在するということで および販賣部門のほかにもなおラインがありうることであり、第二には、現實の組織のうちには、ラインとスタッフ だが、こうした見解は卑俗な常識論としてのみ許されうるに過ぎない。 べてスタッフだとする見解が行われているようであり、それが直ちにわが國に輸入せられて諸種の議論を生んでいる。 に要求せられる度合の、少くとも最少限度において、それが遂行せられるのでなければ、事業が停止してしまうよう たび、このように命名することによつて、これから逆にその責任と權限とを推論し、 工業經營の組織について、アメリカでは、しばしば、製造部門および販賣部門のみがラインであり、 さらに第三に、これは極めて重要なことであるが、アメリカの組織と日本の組織とが必ずしも同樣に形成されて 「われわれは有機的職能を定義して、事業活動 (business activity) の一分野における、そして、との分野 あるいはスタッフとよび、あるいはラインとよぶことは、單なる便宜論にすぎないのであつて、一 われわれの注意すべきは、第一には製造部門 規定することがあつてはならな 他の部門はす

The state of the s

(日本の一般などの)地位の方となっているというには

經營管理組織における『スタッフ』と『ライン』

ラア部門」がスタッフであることから、直ちにわが國の經理部門をスタッフだと規定することは出來ないのである。 いないのみならず、かえつて著しく相違していることを見のがしてはならない。たとえば、アメリカの「コントロウ 輕視するかぎり、管理の能率化はついに望みうべくもないのであつて、ここに、スタッフ機構を整備し、 步、改善によつてのみはじめて高度に合理化されうることを知らねばならない。 度の進步發展を招來するのと全たく同様に、管理活動そのものもまた「管理の用具」(tool of management) の進 な生産活動が ように規定することは、決してスタッフを輕視することを意味しない。事實は正にその逆である。 **フの本質的な性格はこれを否定することが出來ないのである。(一九五一・六・五)** ければならない。ただ、それにもかかわらず、管理の用具としての、したがつてまた、ラインの用すっしてのスタッ るととの本義が見出されるのである。管理の合理化は、何よりもまず、「管理の用具」の合理化であることを銘記しな スタッフは、キャメロンの言葉を用いるならば、正に、ラインの「用具」(tool)である。 「生産の用具」したがつて作業手段ないし生産手段の發達によつてのみはじめて高度に合理化され、高 「管理の用具」を無視し、 しかしスタッフをこの あたかも、技術的 擴充强化す あるいは

R. C. Davis, Industrial Organization and Management, N. Y. and London, 1940, p. 85

趙へ) R. C. Davis, op. cit., p. 57.

職能組織の本質、 Davis, op. cit., p. 56. 一橋大學産業經營研究所編、現代商學の基本問題、 なお「有機的職能」の一般的な解釋についてはつぎを参照のこと。 昭和二十五年、

拙稿、管理組織の職能化とその限界、雜誌「會計」第59卷第4號(昭和二十六年四月號)所載。